

令和6年度「滞納債権（貸付金）収納業務委託」企画提案募集要項

岩手県は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定に基づき、滞納債権（別表1に記載の債権に係る滞納債権をいう。以下同じ。）に係る収納業務を行っていただくため、次のとおり企画提案を募集します。

1 本業務を委託する目的

県が有している滞納債権の収納に当たって、滞納者の転居等により現住所が不明となっていることに伴い回収が困難となっている場合や、遠隔地に居住している滞納者に対する督促状の送付程度では納入が期待できない状況があります。

そこで、収納に関するノウハウを有する民間業者等（弁護士、弁護士法人及び債権回収会社をいう。以下同じ。）に委託することにより、滞納債権の回収の促進と収納事務の効率化を図ることを目的としています。

2 委託する事務等

委託予定債権は別表1に掲げる債権とし、委託する事務は、次のとおりとします。なお、これらの全部又は一部を再委託することはできません。

- (1) 滞納債権の収納（滞納債権の収納、保管及び本県の指定金融機関等への納入をいう。）
- (2) 債務者（滞納者及び連帯保証人をいう。以下同じ。）に対する催告及び交渉
- (3) 滞納債権の収納のために必要な債務者の住所の調査、割出し及び支払能力の調査
- (4) その他滞納債権の収納のために必要な事務（債務者が任意に申し出た事情又は相談の記録と本県への報告などをいう。）

3 委託する期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とします。

ただし、業務委託の継続をすることが適当でないとき認められるときは、この期間内であっても契約の全部又は一部を解除することがあります。

また、委託業務の契約は単年度ごととしますが、県が委託業務の執行状況が良好であると認めた場合は、契約を3年間まで継続します。

4 参加資格

企画提案を行っていただくには、次の各号に掲げる要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 次のいずれかの要件を満たしていること。
 - ア 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士、又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。
 - イ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の規定に基づく法務大臣の許可を受けた債権回収会社であること。
- (2) 岩手県、青森県、宮城県又は秋田県に事務所、支店又は営業所等を有する者であること。
- (3) 本業務委託を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法

(平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者 (再生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。) でないこと。

5 参加表明書及び企画提案書の作成方法、記載上の留意事項

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成方法

参加表明書の様式は別添様式 1 とし、企画提案書の様式は別添様式 2 から様式 7 まで (すべて A 4 判) とする。

(2) 企画提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
参加表明書 (様式 1)	民間業者等が作成し、企画提案書と併せて提出してください。
企画提案書表紙 (様式 2)	民間業者等が作成し、以下の様式とともに提出してください。
業務実施方針 (様式 3)	本業務を受託した場合、どのような姿勢で適法かつ適正に業務を行うか、どのような工夫により効果的に業務を行うかについて具体的な収納目標額も含めて記載してください。
業務実施手法 (様式 4)	次の項目について具体的に記載してください。 ア 本業務の実施に当たっては、滞納者に関するリスト (氏名、住所、生年月日、性別、債権名称、滞納額、連帯保証人の氏名及び住所など) を提供しますが、このリストを基に、どのような手順・方法で実効性のある業務を行うか。その場合、債務者の置かれている立場や経済的状況に対してどのように配慮を行うか。 イ 収納状況に関する本県への報告、収納した滞納債権の保管及び本県への納入の方法をどうするか。 また、収納した滞納債権の本県への納入については、本県の会計規則に基づき、指定金融機関の 5 営業日までに、本県が指定する払込票により払い込むこととされており、当該処理が可能か。なお、回収債権と手数料との相殺は行わないこととします。 ウ 本業務の委託料は、成功報酬のみとします。 成功報酬は収納実績額に対する一定割合とし、収納実績額に対して何パーセントを請求するか、具体的に記載してください。
業務実施体制 (様式 5)	本業務の直接的な拠点となる事務所、支店、営業所等とその人員体制 (正職員、パート等の区分毎)、その中で実際に本業務を担当する職員の体制と各職員が分担する業務内容を記載してください。
取引の状況 (様式 6)	他の公共団体 (地方公共団体、公共組合、独立行政法人) の債権回収業務の受託状況について、債権の種類と件数を記載してください。該当がない場合はその旨を記載してください。 また、現在、取引している債権回収業務の内訳 (業務毎の件数・対象債権の額) を記載してください。

個人情報保護の体制 (様式7)	個人情報保護の重要性をどのように認識し、どのような体制でどのような取組を行っているか記載してください。
その他 (添付資料)	(ア)募集要項4(1)を満たすことを証する書類〈必須〉 (イ)直近2事業年度の決算報告書の写し又は直近2か年の所得税確定申告書の写し〈必須〉 (ウ)個人情報保護に関する規程〈任意〉 (エ)一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマーク付与認定書の写し〈任意〉

6 企画提案書の評価

(1) 契約候補者の選定方法

庁内選定委員会を設置し、提出のあった企画提案書の内容を評価して、選定します。特定された企画提案書を提出いただいた民間業者等が、契約候補者となります。

(2) 選考基準及び審査内容

企画提案書については、別表2の選考基準及び配点により各委員が評価、得点化し、選定委員会で審議します。

(3) 選定委員会の開催

選定委員会において、企画提案書について参加者によるプレゼンテーションを実施します。

【プレゼンテーション実施日時等】※詳細については、参加者宛て別途通知します。

ア 日 時 令和6年2月13日(火)を予定。ただし、変更する場合があります。

イ 場 所 岩手県庁内

ウ 開催方法等：

- ・プレゼンテーションの順番については、選定委員会が定めた順によります。
- ・プレゼンテーションの時間：1者当たり30分(説明15分、質疑応答15分)。
- ・当日資料：企画提案書の使用も可とします。また、プレゼンテーション用の資料を別途用いる場合は、当日配布資料を印刷の上、当日10部持参してください。
- ・プレゼンテーションの実施にあたっては、パソコンの使用を認めます。

(4) 契約候補者の決定

ア 選定委員会の審査を基に県が第1順位の契約候補者を決定します。

イ 企画提案の結果については、各参加者に郵送により書面で通知します。なお、電話による問い合わせには応じません。

ウ 第1順位の契約候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約を行います。

エ 選定委員会の審査の結果、適切な候補者がいないときは、候補事業者なしとした上で、再募集することがあります。

(5) 結果の通知

令和6年2月19日(月)までに通知します。

7 企画提案書に関する確認

提出のあった企画提案書について、電話等により確認する場合があります。

8 参加表明書及び企画提案書の提出期限等

(1) 提出期限

令和6年2月2日（金）午後4時必着

(2) 提出先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁2階
岩手県総務部管財課財産管理担当（電話 019-629-5037）

(3) 提出方法

5に定める参加表明書1部、企画提案書10部（正本1部、副本9部）を、上記の提出先まで持参又は郵送により提出してください。持参の場合は、岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。また、郵送の場合であっても、(1)の提出期限を厳守してください。

なお、本指示書において提出を求める内容以外の書類は、一切受理しません。

9 企画提案書の作成に関する質問の受付及び回答

企画提案書の作成に係る質問は、次のとおり受付します。

(1) 受付期間

令和6年1月19日（金）から同年1月26日（金）まで

(2) 受付方法

別に定める質問票に記入の上、ファクシミリ（019-629-5139）又は電子メール（メールアドレス AH0005@pref.iwate.jp）により、岩手県総務部管財課財産管理担当宛て送信してください。

なお、電話による質問は、質問者と回答者に行き違いが生じるおそれがありますので、受付しないこととします。

(3) 回答方法

受付した通信方法により質問者宛て直接回答するとともに、管財課のホームページ上で公開します。

ただし、質問の内容に質問者が有する独自のノウハウやアイデア等が含まれる場合には、当該質問及び回答の一部又は全部について公開しません。

10 企画提案に係るその他事項

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成

ア 5に定める参加表明書及び企画提案書の作成に当たっては、文書作成ソフトを用い、10.5ポイント以上の文字の大きさに定められた様式に従ってください。ただし、図表を用いる場合には、任意のポイントで構いません。

イ 提出期限後の再提出及び差替えはできません。

(2) 失格又は無効

次のいずれかに該当した場合は、失格又は無効となる場合があります。

ア 8に掲げる提出期限、提出先又は提出方法が守られなかったとき。

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されなかったとき。

ウ 企画提案書に虚偽の記載があったとき。

エ 複数の企画提案書を提出したとき。

オ 本企画提案募集に従事する職員に対し、企画提案について不正な接触の事実が認められたとき。

カ 4に掲げる要件を満たしていないことが判明したとき。

キ 提案者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。

ク 提案者が著しく社会的信用を失うなど、契約候補者としてふさわしくないと県が認めたとき。

なお、県は、事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者であるかどうかを警察本部に照会する場合があります。

ケ その他不正な行為があったと県が認めたとき。

(3) 費用の負担

企画提案に要する費用及びプレゼンテーションの参加に要する費用については、全て提案者の負担とします。

(4) 企画提案書の取扱い

ア 提出された企画提案書は、返却しません。

イ 提出された企画提案書は、契約候補者を選定する目的以外に使用しません。

ウ 提案された企画提案書は、選定事務に必要な範囲内で複製することがあります。

エ 提案された企画提案書は、情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）に基づく開示請求の対象となります。原則として、個人情報及び開示することが提案者の不利益となる情報以外は、全て開示することとなります。

11 契約について

(1) 契約の締結にあたっては、契約書を作成することとします。

(2) 契約保証金は、岩手県会計規則（平成4年3月31日規則第21号）第112条に該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除します。

別表 1

No.	債権名称	委託する業務				委託予定金額 (債権者数等)
		①	②	③	④	
1	母子父子寡婦福祉資金貸付金（元本、利子及び違約金）	○	○	○	○	29,187 千円 (46 債務者)

No.	委託する事務の内容説明
①	滞納債権の収納（滞納債権の収納、保管及び本県の指定金融機関等への納入をいう。）
②	債務者への滞納債権に関する文書及び電話による通知（弁護士及び弁護士法人の場合は、「債務者に対する催告及び交渉」とする。）
③	滞納債権の収納のために必要な債務者の住所の調査、割出しの調査
④	その他滞納債権の収納のために必要な事務（債務者が任意に申し出た事情又は相談の記録と本県への報告などをいう。）

別表2 選考基準及び配点

選定基準	審査内容	配点
1 業務実施方針について	徴収に対する姿勢は適法かつ適正か。	15
	徴収目標額も含めて、効果的な徴収と認められるか。	
2 業務実施手法について	徴収の手順及び手法が実効性のあるものと認められるか。	45
	債務者の置かれている立場や経済的状況に対する配慮は適当か。	
	徴収状況に関する県への報告、徴収した収納金の保管方法及び県への納入方法は適当か。	
	成功報酬の割合及び算定方法等は適当か。	
3 業務実施体制について	本業務の直接的な拠点となる事務所、支店、コールセンター等とその人員体制は適当か。	10
	本業務を担当するそれぞれの職員が分担する業務内容は適当か。	
4 取引の状況について	公共団体（地方公共団体、公共組合、独立行政法人）の債権回収業務を受託した実績があるか。	5
5 個人情報保護体制について	個人情報保護の重要性の認識、実施体制及び取組内容は適当か。	15
	財団法人日本情報処理開発協会（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）が付与するプライバシーマークの認定を受けているか。	
6 その他	経営基盤が安定し、提案書に沿った業務を行う能力を有しているか。	10

（ 100点満点 ）